

一般社団法人ピリカ

定 款

一般社団法人ピリカ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ピリカと称し、英文では Pirika ISH と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外における環境問題に関する調査及び研究並びに行政、企業、市民に対する広報及び啓蒙の活動を行い、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地球環境の保全に寄与する調査分析及び研究活動
- (2) 地球環境の保全に寄与する啓蒙及び啓発活動
- (3) 地球環境の保全に寄与する各種情報の提供
- (4) 地球環境の保全に寄与する広告、宣伝に関する企画、制作及び補助活動
- (5) 前各号に附帯関連する一切の業務

第3章 社員及び会員等

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員(以下「社員」という。)とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、代表理事においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するために必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事が別に定めるところにより届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (5) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の搬出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 13 条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3箇月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事がこれを招集する。
- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 - 3 社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の1週間(社員総会に出席しない社員が書面によって(又は電磁的方法によって)議決権を行使することができるところとするときは、2週間)前までに、社員に対して、会議の日時、場所、及び目的である事項を記載した書面で(又は電磁的方法により)、その通知を発しなければならない。

(議長)

- 第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

- 第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

- 第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

- 第 18 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使又は書面による議決権の行使)

第 19 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 17 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名以上を代表理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって、理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(役員の損害賠償責任の免責)

第 28 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事の過半数の同意により免除することができる。

(役員の責任限定契約)

第 29 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、同項に定める非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 30 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の監査を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行うことはできない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この法人の設立時役員は、次の通りとする。

設立時代表理事兼理事 小鳩 不二夫

設立時理事 高橋 直也

設立時理事 村越 隆之

設立時監事 細川 兼嗣

2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次の通りである。

氏名：小鳩 不二夫

住所：東京都目黒区中目黒1丁目1番17-313号 マンション恵比須苑

氏名：高橋 直也

住所：東京都渋谷区恵比寿西1丁目33番18-1402号

氏名：村越 隆之

住所：東京都中央区日本橋中洲3番13-603号

3 この法人の最初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年9月30日までとする。

(以下余白)

上記は当法人の定款に相違ありません。

平成 30 年 4 月 26 日

一般社団法人ピリカ
代表理事 小嶺 不二夫

